

平成 19 年度 (平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

三好町まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

三好町まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、三好町まちづくり審議会の意見を添えて、住民に公表いたします。

平成 19 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 19 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、61 件でした。この中で、開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 4 件で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 11 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 19 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 135 件で、条例の手続きは終了しました。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく町長の事務に関する事項

その他条例に基づく町長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）に該当する案件はありませんでした。

★ 三好町まちづくり審議会の意見

平成 20 年 4 月 24 日(木)に開催された、三好町まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成19年度三好町まちづくり土地利用条例の施行状況

三好町まちづくり土地利用条例の施行状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書の提出がなされた件数	開発計画書の提出がされていない件数	取下げ
16	13	1	2

② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
61	53	0	4	4	45.4日

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとされた件数	処 理 状 況				協議後開発計画書の未提出	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
53	52	0	0	0	1	60.7日

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	5	0

④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
52	11	0	0	41	246.5日

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書の提出があった案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		3	2						5
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B			2						2
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1	2						3
住環境保全区域C		1	7						8
住環境保全区域C・教育環境保全区域			3						3
農業保全区域				2	2	2		2	8
農業保全区域・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域・防災調整区域						1			1
自然保全区域									0
集落居住区域		1	2	3		1			7
集落居住区域・教育環境保全区域									0
教育環境保全区域				1					1
防災調整区域				1	1	1			3
指定なし			3	12	2	1			18
合計		6	22	19	5	6	0	3	61

※1：その他=資材置場・堆肥舎・病院

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
135	135	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗※2	駐車場	農地改良	その他※3	合計
住環境保全区域A		78			1				79
住環境保全区域A・教育環境保全区域		16							16
住環境保全区域B						1			1
住環境保全区域B・教育環境保全区域						1		1	2
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			3	1					4
農業保全区域				1	1	1		2	5
農業保全区域・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域・防災調整区域					1		2		3
自然保全区域									0
集落居住区域				3	4	1		4	12
集落居住区域・教育環境保全区域								2	2
集落居住区域・防災調整区域				1					1
教育環境保全区域				2	2			1	5
防災調整区域					2			1	3
指定なし									0
合計		94	3	8	11	5	2	12	135

※2：店舗=店舗付住宅含む

※3：その他=事務所・資材置場・診療所・社務所等

3 その他条例に基づく町長の事務に関する事項

(1) 三好町まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			